

⑬ 特設無料人権相談を開設します

問 社会福祉課(内線 157)

毎日の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施します。また、感染状況により中止となることがあります。

【弁護士相談について】 午後1時から弁護士も相談を行います。相談時間は1件30分以内です。相談される方は、午前の中で人権擁護委員と内容を整理したうえでお願いします。

日時 8月18日(水) 午前10時～午後3時 最終受付：午後2時30分

場所 市役所笠間支所(笠間市笠間 1532)

⑭ 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します

問 水戸地方法務局 人権擁護課 TEL 029-227-9919

法務省と全国人権擁護委員連合会は、いじめや児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題を積極的に解決するために、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、悩みを持ったお子さんや保護者からの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

日時 8月27日(金)～9月2日(木) 午前8時30分～午後7時(土、日曜日は午前10時～午後5時)

電話番号 0120-007-110(全国共通フリーダイヤル)

※期間以外にも、平日の午前8時30分～午後5時15分まで相談することができます。

相談員 法務局職員・人権擁護委員

⑮ LINEでも相談を受け付けます

問 茨城いのちの電話事務局 TEL 029-852-8505



茨城いのちの電話は電話だけでなくLINEでも心の悩みをお受けします。電話相談と同じように丁寧な気持ちを伺います。相談内容の秘密は守られます。※1回50分、1日1回まで

相談日時 第1～4日曜日 午後4時～7時50分 受付：午後7時まで

第2火曜日 正午～午後3時50分 受付：午後3時まで

⑯ いこいの家はなさかの指定管理者を募集します

申・問 社会福祉課(内線 157)

対象施設 笠間市いこいの家はなさか

目的 民間のサービス提供能力を活用して、市民に質の高いサービスを提供するとともに、維持管理に要する経費の節減および健康や福祉の増進を図ることを目的とします。

指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

資格要件 法人その他の団体であること(個人は申し込み不可)。

募集期限 8月11日(水)

※詳しくは募集要項をご確認ください。必要書類は社会福祉課窓口に備え付けのほか、市ホームページからもダウンロードできます。